

高崎市手洗いチェッカー貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図るため、手洗いチェッカーを貸し出すことについて、高崎市市財務規則(平成5年高崎市規則第27号。以下「財務規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 手洗いチェッカーの貸出対象者は、市内に在住又は勤務し、次のいずれにも該当する行事の主催者とする。

- (1) 市民等を主たる参加者とし、感染症予防を目的として開催されるものであること。
- (2) その参加者が概ね10人以上であること。
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるものでないこと。

(貸出しをしない場合)

第3条 次のいずれかに該当する場合は、手洗いチェッカーの貸出しをしないものとする。

- (1) 第5条の規定による貸出申請に係る行事の内容により、手洗いチェッカーがき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (2) 市が貸出しのために保有する手洗いチェッカーの台数を超えて第5条の規定による貸出申請があったことにより、貸出しができないとき。
- (3) 手洗いチェッカーの管理上支障があるとき。

(貸出期間及び台数)

第4条 手洗いチェッカーの貸出期間は、当該貸出しの日から5日以内とし、貸出台数は1台とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(貸出申請)

第5条 手洗いチェッカーの貸出しを受けようとする者は、原則として貸出しを受けようとする日の3月前から2週間前までに、手洗いチェッカー貸出申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。

(貸出決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請(以下「貸出申請」という。)があったときは、速やかにその内容を審査し、手洗いチェッカーの貸出しの可否を決定したときは、手洗いチェッカー貸出承諾(不承諾)通知書(様式第2号)により当該貸出申請を行った者に対し通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する貸出しを可としたときは、当該貸出しに当たっての必要な条件を付することができる。

(貸出料)

第7条 手洗いチェッカーの貸出料は、無料とする。

(適正な管理)

第8条 手洗いチェッカーの貸出しを受けた者は、善良な管理者の注意をもって、当該手洗いチェッカーを常に良好な状態で管理しなければならない。

(報告事項)

第9条 手洗いチェッカーの貸出しを受けた者は、その使用中に手洗いチェッカーをき損し、又は滅失したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

(貸出中止)

第10条 市長は、手洗いチェッカーの貸出しを受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その貸出期間にかかわらず、手洗いチェッカーの貸出しを中止し、返却させることができる。

- (1) 貸出しの際に付した条件に違反したとき。
- (2) 財務規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

(返却)

第11条 手洗いチェッカーの貸出しを受けた者は、貸出期間を満了したときは、手洗いチェッカー使用報告書(様式第3号)を添えて、直ちに市長に手洗いチェッカーを返却しなければならない。

(損害賠償)

第12条 手洗いチェッカーの貸出しを受けた者は、手洗いチェッカーの使用中にその責めに帰すべき理由により手洗いチェッカーをき損し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従い、その負担においてこれを補修し、又は損害を賠償しなければならない。

(貸出手洗いチェッカーの所管課及び台数)

第13条 この要綱により貸し出すことができる手洗いチェッカーの所管課は、保健予防課とする。

2 貸出手洗いチェッカーの台数は、2台とする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。